旅館業法施行条例施行規則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第26号

旅館業法施行条例施行規則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (旅館業法施行条例施行規則の一部改正)

第1条 旅館業法施行条例施行規則(平成15年静岡県規則第67号)の一部を次のように改正する。

(水質基準)

- 第2条 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係る条例第4条第2項第6号アに規定する規則で定める基準は、別表第1の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法によって行う検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、本文の基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めたときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち色度、濁度、pH値及び有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合しなくてもよいものとする。
- 2 浴槽水に係る条例第4条第2項第6号アに 規定する規則で定める基準は、別表第2の左 欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲 げる検査方法によって行う検査の結果が同表 の右欄に掲げる基準値に適合するものとす る。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉 の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬 湯を使用する場合であって、本文の基準によ り難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれが ないと知事が認めたときは、同表の左欄に掲 げる検査項目のうち濁度及び有機物等(過マ

- (水質基準)
- 第2条 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用 水に係る条例第4条第2項第6号アに規定す る規則で定める基準は、別表第1の左欄に掲 げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検 査方法によって行う検査の結果が同表の右欄 に掲げる基準値に適合するものとする。ただ し、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物 質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用 する場合であって、本文の基準により難く、 かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知 事が認めたときは、同表の左欄に掲げる検査 項目のうち色度、濁度、pH値及び有機物(全 有機炭素 (TOC) の量) 又は有機物等(過 マンガン酸カリウム消費量)については、同 表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適 合しなくてもよいものとする。
- 2 浴槽水に係る条例第4条第2項第6号アに 規定する規則で定める基準は、別表第2の左 欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲 げる検査方法によって行う検査の結果が同表 の右欄に掲げる基準値に適合するものとす る。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉 の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬 湯を使用する場合であって、本文の基準によ り難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれが ないと知事が認めたときは、同表の左欄に掲 げる検査項目のうち濁度及び有機物(全有機

ンガン酸カリウム消費量) については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合しなくてもよいものとする。

(浴槽水の消毒方法)

第6条 (略)

2 前項に規定する塩素系薬剤を投入する方法 は、浴槽水の遊離残留塩素濃度を、1リット ル中0.2ミリグラム(気泡発生装置、ジェット 噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設 備(以下「気泡発生装置等」という。)を使用 する浴槽の浴槽水にあっては、1リットル中 0.3ミリグラム)以上に保つことにより行うも のとする。

(気泡発生装置等を使用している場合の管理 方法)

第7条 <u>気泡発生装置等</u>を使用している場合に あっては、条例第4条第2項第6号スの規定 に基づき、次に定めるところにより管理を行 うよう努めるものとする。

(1) • (2) (略)

(浴槽水の補給に関する管理方法)

- 第10条 条例第6条第3号エただし書に規定する浴槽水の補給に関する管理の方法は、次に 定めるとおりとする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 浴槽水は、塩素系薬剤を投入する方法 (当該浴槽水の遊離残留塩素濃度を1リットル中0.3ミリグラム以上に保つ方法に限 る。)又はこれと同等以上の消毒の効果があ ると知事が認める方法により消毒を行うこ と。

別表第1 (略)

検査項目	検査方法	基準値
(略)		

<u>炭素(TOC)の量)又は</u>有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合しなくてもよいものとする。

(浴槽水の消毒方法)

第6条 (略)

2 前項に規定する塩素系薬剤を投入する方法 は、浴槽水の遊離残留塩素濃度を、1リット ル中<u>0.4ミリグラム</u>以上に保つことにより行う ものとする。

(気泡発生装置等を使用している場合の管理 方法)

第7条 <u>気泡発生装置、ジェット噴射装置その</u> 他の微小な水粒を発生させる設備</u>を使用している場合にあっては、条例第4条第2項第6 号スの規定に基づき、次に定めるところにより管理を行うよう努めるものとする。

(1) • (2) (略)

(浴槽水の補給に関する管理方法)

- 第10条 条例第6条第3号エただし書に規定する浴槽水の補給に関する管理の方法は、次に 定めるとおりとする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 浴槽水は、塩素系薬剤を投入する方法 (当該浴槽水の遊離残留塩素濃度を1リットル中0.4ミリグラム以上に保つ方法に限 る。)又はこれと同等以上の消毒の効果があ ると知事が認める方法により消毒を行うこ と。

別表第1 (略)

検査項目	検査方法	基準値
(略)		

pH値	ガラス電極法 <u>又は比色法</u>	(略)
有機物等	滴定法	1 0中10mg
(過マンガ		以下である
ン酸カリウ		こと。
ム消費量)		
大腸菌群	乳糖ブイヨン―ブリリア	<u>50m0中に</u> 検
	<u>ントグリーン乳糖胆汁ブ</u>	出されない
	<u>イヨン培地法又は</u> 特定酵	こと。
	素基質培地法	
レジオネラ	<u>冷却遠心濃縮法</u> 又は <u>ろ過</u>	(略)
属菌	<u>濃縮法</u>	

別表第2 (略)

検査項目	検査方法	基準値
(略)		
有機物等	滴定法	1 ℓ中25mg
(過マンガ		以下である
ン酸カリウ		こと。
ム消費量)		

F		
pH値	ガラス電極法	(略)
有機物(全	有機物(全有機炭素	有機物(全
有機炭素	<u>(TOC)の量)にあ</u>	有機炭素
(TOC)	っては全有機炭素計測	(TOC)
<u>の量) 又は</u>	定法、有機物等(過マ	<u>の量) にあ</u>
有機物等	ンガン酸カリウム消費	<u>っては 1 0</u>
(過マンガ	量) にあっては滴定法	<u>中 3 mg以</u>
ン酸カリウ		下、有機物
ム消費量)		等(過マン
		ガン酸カリ
		ウム消費
		<u>量)にあっ</u>
		<u>ては</u> 10中
		10mg以下で
		あること。
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されな
		いこと。
レジオネラ	<u>ろ過濃縮法</u> 又は <u>冷却遠</u>	(略)
属菌	心濃縮法	

別表第2 (略)

M12X77 C	(
検査項目	検査方法	基準値
(略)		
有機物(全	全 有機物(全有機炭素	有機物(全
有機炭	<u> (TOC) の量) にあ</u>	有機炭素
(TOC)	っては全有機炭素計測	<u>(TOC)</u>
の量) 又(は 定法、有機物等(過マ	<u>の量) にあ</u>
有機物等	等 <u>ンガン酸カリウム消費</u>	<u>っては 1 ℓ</u>
(過マン)	ガ <u>量) にあっては</u> 滴定法	<u> 中 8 mg以</u>
ン酸カリ	フ	下、有機物
ム消費量)		<u>等(過マン</u>
		ガン酸カリ
		ウム消費
		量) にあっ
		<u>ては</u> 10中

(略)		
レジオネラ	<u>冷却遠心濃縮法</u> 又は <u>ろ過</u>	(略)
属菌	<u>濃縮法</u>	

		25mg以下で
		あること。
(略)		
レジオネラ	<u>ろ過濃縮法</u> 又は <u>冷却遠</u>	(略)
属菌	<u>心濃縮法</u>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第2条 公衆浴場法施行細則(平成15年静岡県規則第68号)の一部を次のように改正する。

改正前

(水質基準)

- 第3条 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係る条例第4条第11号アに規定する規則で定める基準は、別表第1の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法によって行う検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、本文の基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認めたときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち色度、濁度、pH値及び有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合しなくてもよいものとする。
- 2 浴槽水に係る条例第4条第11号アに規定する規則で定める基準は、別表第2の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法によって行う検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、本文の基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知

改正後

(水質基準)

- 第3条 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用 水に係る条例第4条第11号アに規定する規則 で定める基準は、別表第1の左欄に掲げる検 査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法 によって行う検査の結果が同表の右欄に掲げ る基準値に適合するものとする。ただし、温 泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若し くは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場 合であって、本文の基準により難く、かつ、 衛生上危害を生ずるおそれがないと知事が認 めたときは、同表の左欄に掲げる検査項目の うち色度、濁度、pH値及び有機物(全有機炭 素(TOC)の量)又は有機物等(過マンガ ン酸カリウム消費量)については、同表の右 欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合しな くてもよいものとする。
- 2 浴槽水に係る条例第4条第11号アに規定する規則で定める基準は、別表第2の左欄に掲げる検査項目につき、同表の中欄に掲げる検査方法によって行う検査の結果が同表の右欄に掲げる基準値に適合するものとする。ただし、温泉水若しくは井戸水又は温泉の含有物質若しくは医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合であって、本文の基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと知

事が認めたときは、同表の左欄に掲げる検査 項目のうち濁度及び有機物等(過マンガン酸 カリウム消費量)については、同表の右欄に 掲げる基準値の一部又は全部に適合しなくて もよいものとする。

(浴槽水の消毒方法)

第7条 (略)

2 前項に規定する塩素系薬剤を投入する方法は、浴槽水の遊離残留塩素濃度を、1リットル中0.2ミリグラム(気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を使用する浴槽の浴槽水にあっては、1リットル中0.3ミリグラム)以上に保つことにより行うものとする。

(気泡発生装置等を使用している場合の管理 方法)

第8条 <u>気泡発生装置等</u>を使用している場合に あっては、条例第4条第11号スの規定に基づ き、次に定めるところにより管理を行うよう 努めるものとする。

(1) • (2) (略)

別表第1 (略)

 3.2,3							
検査項目	検査方法	基準値					
(略)							
pH値	ガラス電極法 <u>又は比色法</u>	(略)					
有機物等	滴定法	1 0 中10mg					
(過マンガ		以下である					
ン酸カリウ		こと。					
ム消費量)							

事が認めたときは、同表の左欄に掲げる検査項目のうち濁度及び有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)については、同表の右欄に掲げる基準値の一部又は全部に適合しなくてもよいものとする。

(浴槽水の消毒方法)

第7条 (略)

2 前項に規定する塩素系薬剤を投入する方法 は、浴槽水の遊離残留塩素濃度を、1リット ル中<u>0.4ミリグラム</u>以上に保つことにより行う ものとする。

(気泡発生装置等を使用している場合の管理 方法)

第8条 <u>気泡発生装置、ジェット噴射装置その</u> 他の微小な水粒を発生させる設備</u>を使用している場合にあっては、条例第4条第11号スの 規定に基づき、次に定めるところにより管理 を行うよう努めるものとする。

(1) • (2) (略)

別表第1 (略)

検査項目	検査方法	基準値
(略)		
pH値	ガラス電極法	(略)
<u>有機物(全</u>	有機物(全有機炭素	<u>有機物(全</u>
有機炭素	<u>(TOC)の量)にあ</u>	有機炭素
(TOC)	っては全有機炭素計測	(TOC)
の量) 又は	定法、有機物等(過マ	<u>の量) にあ</u>
有機物等	<u>ンガン酸カリウム消費</u>	<u>っては 1 0</u>
(過マンガ	量)にあっては滴定法	<u>中 3 mg以</u>
ン酸カリウ		下、有機物
ム消費量)		等(過マン

						ガン酸カ
						ウム消
						量) にあ
						<u>ては</u> 10
						10mg以下
						あること
大腸菌群	乳糖ブイヨン―ブリリア	<u>50mℓ中に</u> 検		大腸菌	特定酵素基質培地法	検出され
	<u>ントグリーン乳糖胆汁ブ</u>	出されない				いこと。
	<u>イヨン培地法又は</u> 特定酵	こと。				
	素基質培地法					
レジオネラ	<u>冷却遠心濃縮法</u> 又は <u>ろ過</u>	(略)		レジオネラ	<u>ろ過濃縮法</u> 又は <u>冷却遠</u>	(略)
属菌	<u>濃縮法</u>			属菌	心濃縮法	
表第2 (略)		. 5	引表第2	(略)	
検査項目	検査方法	基準値		検査項目	検査方法	基準値
(略)				(略)	_	
有機物等	滴定法	1 0 中25mg		有機物(全	有機物(全有機炭素	有機物(
(過マンガ		以下である		有機炭素	<u>(TOC)の量)にあ</u>	有機炭
ン酸カリウ		こと。		(TOC)	っては全有機炭素計測	(TOC)
ム消費量)				<u>の量) 又は</u>	定法、有機物等(過マ	の量) に
				有機物等	<u>ンガン酸カリウム消費</u>	<u>っては 1</u>
				(過マンガ	量)にあっては滴定法	<u>中 8 mgJ</u>
				ン酸カリウ		下、有機
				ム消費量)		等(過マ
						ガン酸カ
						ウム消ぎ
						量) にあ
						ては10
						25mg以下 [*]
						あること。
(略)		,		(略)	·	
レジオネラ	<u>冷却遠心濃縮法</u> 又は <u>ろ過</u>	(略)		レジオネラ	<u>ろ過濃縮法</u> 又は <u>冷却遠</u>	(略)
		1	1 1	属菌	心濃縮法	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。